

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第 28 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止めるものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 理事長は、第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止を行った場合で、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 箇月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第 28 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止めるものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 理事長は、第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止を行った場合で、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 箇月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正</p>
<p>(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第 29 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 27 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第 29 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 27 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	

新	旧	改正理由等
<p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第30条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第27条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第32条 1～3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6箇月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第30条第1項の規定による返納を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6箇月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行日並びに規程施行日(以下これらを「法施行日」という。)前に禁錮以上の刑に処せられた者(拘禁刑に処せられた者に係る法令の規定により、法施行日以後に、禁錮以上の刑に処せられた者とみなされた者を含む。)に係るこの規程による改正後の第28条第5項(第2号に係る部分に限る。)及び第29条第1項(第1号に係る部分に限る。)、第30条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第32条第4項の規定の適用については、懲役又は禁錮に処せられた者を拘禁刑に処せられた者とみなす。</u></p>	<p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第30条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第27条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第32条 1～3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6箇月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第30条第1項の規定による返納を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6箇月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。</p> <p>5～8 (略)</p>	

新	旧	改正理由等
<p><u>3 法施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規程による改正後の第28条第1項及び第5項（第2号に係る部分に限る。）、第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第32条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。</u></p>		